

1 緑化の推進

雄大な大雪山連峰の自然とそこから連なる山なみは、市民のかけがえのない財産であり、集積した都市機能と調和して旭川のまちの大きな特性となっています。

その特性をさらに生かしながら、緑豊かで潤いのあるまちづくりを実現するためには、都市の骨格を形成する公園・緑地、道路、河川、公共公益施設などの緑化を進めるとともに、企業・事業施設、宅地などの民有地緑化に努める必要があります。

本市では、21世紀に向けた総合的な都市緑化を推進するため、平成9年3月に「緑の基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、おおむね20年後を目標に緑地の確保を現状の2倍以上に、都市公園面積を現状の3倍以上とし、さらに緑化推進重点地区を指定するなど、都市緑化を推進していきます。

(1)公園緑地

公園緑地は、レクリエーション活動や青少年の健全育成、さらには、都市の環境保全、災害時における避難場所として不可欠な都市空間であり、その果たす役割は極めて重要です。

都市公園は、規模や機能により、市民に身近な地区公園、近隣公園、街区公園、都市の基幹的な公園となる総合公園、運動公園、さらには、地域のシンボリックな特殊（風致）公園、都市緑地などに分けられますが、現在の都市公園の設置状況は、342か所、面積約659ha、市民一人当たりの都市公園面積18.3㎡となっています。

今後は、市内各地域の整備水準、特性などを考慮しながら、計画的、体系的に整備を進めていきます。

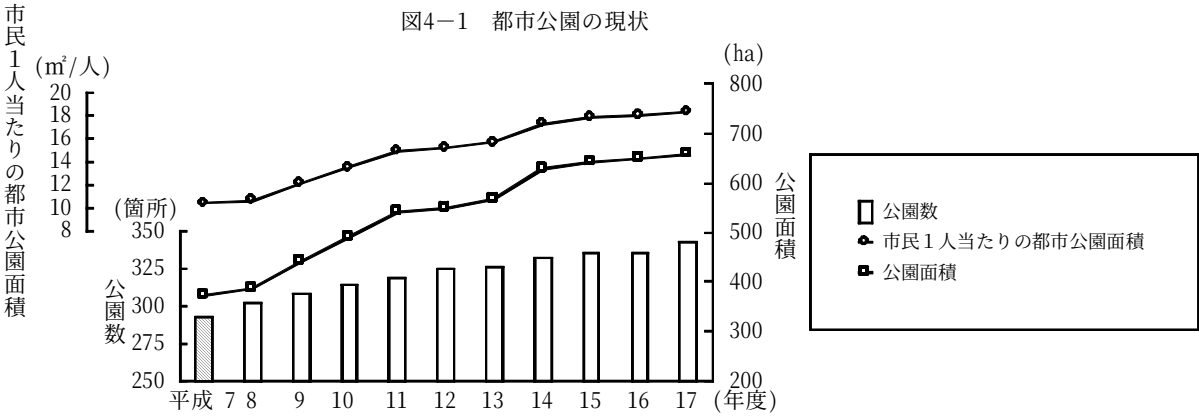


表4-1 都市公園の現状

公園の種類	都市公園	
	箇所	面積(㎡)
街区公園	276	517,716
近隣公園	31	492,805
地区公園	6	260,500
総合公園	4	1,163,635
運動公園	3	1,476,562
特殊(風致)公園	2	1,867,832
都市緑地	20	812,624
計	342	6,591,674

(平成17年度末現在)

※ 都市公園とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により設置された同法第2条に規定する公園又は緑地をいう。

(2) 道路緑化

道路緑化は、四季をとおして美しい街並みを創造し、都市景観の向上、快適な歩行者空間の確保、大気汚染や騒音の緩和など街路樹の持つ機能を十分に生かすことで、良好な緑のネットワークを形成しています。

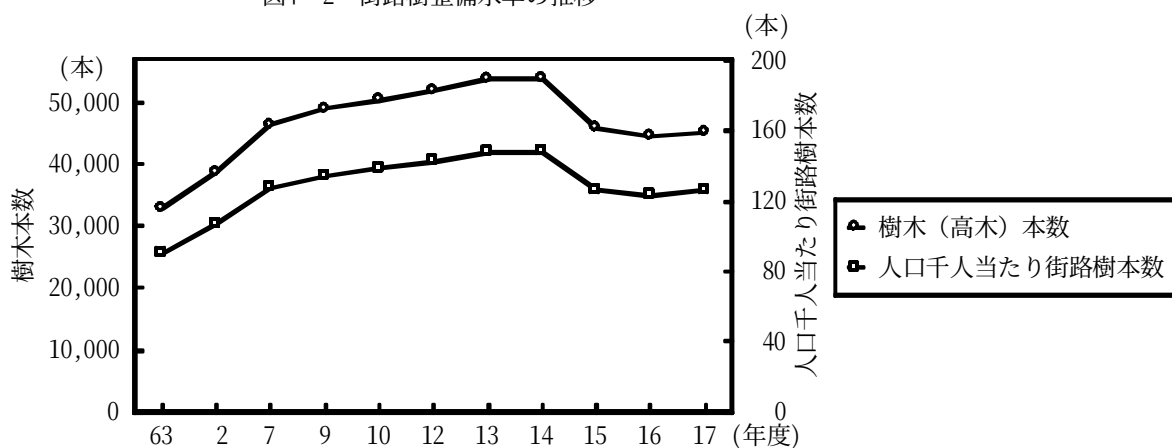
平成17年度は、道路造成工事などによる街路樹植栽整備のほか、地域のシンボルとなる街路樹の更新と「メルヘン街道の整備」を実施しました。

また、花によるまちづくりを推進するため、市街地や地域において「シンボル花壇の造成」「地域道路花壇づくり」も実施しました。

市内の街路樹（高木）総本数は、平成17年度末で45,036本が植栽されており、市民千人当たりの本数も126.0本となっています。高木樹種別では、市民の木であるナナカマドが10,866本と最も多く、次いでイチョウ、カエデ類、プラタナスの順となっています。

なお、街路樹整備水準の推移は、図4-2のとおりとなっています。

図4-2 街路樹整備水準の推移



(3) 市民による緑化

緑豊かで潤いのあるまちづくりは、市と市民、緑化団体などが一体となって取組を進め、「緑をつくり」「緑を守り」「緑を育てる」ことが必要です。

本市では、平成3年度から民有地の緑化や緑の普及啓発などを進めるための基金制度を設けるなど市民の緑化を促進する各種事業を展開しています。

事業の内容としては、市民主体の緑化を目的に昭和48年度に結成した旭川市を緑にする会による四季の花木類の植栽、花壇用花株の支援、苗木の配布や巨樹老木の保存などの活動の展開や、旭川市みどりの少年団、旭川市緑化協力会などの緑化団体の育成指導と活動の助成があります。

このほか、平成6年度から花と緑の豊かな都市環境の創出と花によるまちづくりを市民に提案する花のイベントの開催や、公園などでの市民参加による記念植樹、また、緑の再利用を図るため、家庭などでの不要木の公共施設への移植・養生を実施しています。

また、旭川開発建設部で実施した、牛朱別川と石狩川を結ぶ牛朱別川分水路（永山新川）での市民参加による河川緑化の取組では、市民によって植えられた複数の苗木のうち、その場所の気候や土質などの条件に適したものが選択され自然林を形成する生態学的混播法という新たな緑化手法が導入されています。

(4)事業者による緑化

事業者による緑化は、住宅地の場合と同様に民有地緑化の主要なものとなっています。

本市では、「旭川市緑地の回復に関する指導要綱」に基づき、一定規模以上の開発行為や工場・事業所などを新設・変更する場合、事業者自らが樹木等の保全や植栽などに努めることとしています。

平成17年度は、延べ21件の事業所等が要綱に基づき緑地の回復を実施しました。

また、宅地開発についても、「旭川市宅地開発指導要綱」に基づいて街路樹などの植栽に努めることとしています。

2 都市景観の形成

景観は、まちの個性や特色を表し、そこに暮らす人々のまちへの愛着に繋がり、訪れた人々に与えるまちの印象に大きく影響します。

本市の恵まれた自然や歴史、文化などの景観資源を大切にし、旭川らしい個性豊かな景観づくりのために必要な条例を制定し、市民や事業者の方々と行政が連携しながら、調和のとれた景観への誘導や、特色ある夜間美の創出、表彰等による普及啓発活動など、景観づくりに係わる各種施策を展開しています。

(1)景観条例と景観づくり基本計画

旭川市景観条例（平成14年施行）に基づく旭川市景観づくり基本計画（平成15年策定）を具体的に進めていくため、平成17年度から、景観法（平成17年全面施行）に基づく景観計画の検討を進めています。景観計画では、規模の大きな建築物等の届出制度を導入し、届出された物件に対し、本市の景観になじむように誘導を行う予定です。

(2)屋外広告物条例

屋外の広告物は、景観を構成する大きな要素であり、交通の目印となり、まちの賑わいを演出しています。

本市では、中核市移行（平成12年4月1日）と同時に施行された旭川市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可申請等に関する手続きや、無秩序な広告物の設置を防ぐための指導や、条例に違反する立看板や貼り紙の除却を行っています。平成17年度から、のぼり・旗などの広告旗が新たな規制の対象として加わり、平成18年度からは旭川市内で屋外広告業を営む場合、市に登録が必要になりました。

表4-2 平成17年度の屋外広告物に関する状況

項 目	件 数
屋外広告物許可申請件数	245
違反広告物の除却件数	3,379

(3)景観づくりの推進

ア 旭川市景観アドバイザーの派遣

市民や行政、団体等からの要請に応じて、専門のアドバイザーを派遣し、建築物、工作物、広告物などのデザインや色彩、あかり、緑化などについて、適切な景観誘導を行っています。

平成17年度は4件、延べ5回の派遣を行いました。

イ 街あかりの推進

夜間美の創出と来訪者へのイメージアップを図るため、市内中心部のシンボルゾーンにおいて、イルミネーションを主体とした“あかり”による事業を展開しています。

平成17年度も旭川街あかり実行委員会への支援を行い、平成17年度から、イルミネーションの光源を環境負荷の小さいLEDに順次切り換えています。

図4-3 LEDが輝く昭和通のイルミネーション



3 環境にやさしい都市の創造

(1) 環境美化の取組

ア 清掃活動優良者表彰

生活環境の保全及び地域のまちづくりのためにボランティアで清掃活動を行っている個人や団体を対象に、毎年1回清掃活動の優良者を表彰しています。

表4-3 表彰受賞者数の推移

区 分	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体
資源回収活動	9	4	6	3	6	3	3	4	6	8
地域清掃活動	21	3	15	2	19	1	16	3	13	5
分別収集活動	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0
小 計	30	7	21	5	25	4	19	7	20	13
合 計	37		26		29		26		33	

イ クリーン旭川運動

地域環境は、市民自らの手で保全することが大切であり、全市民が率先して、地域や自宅内外の環境整備に参加することが必要です。

本市では、清潔で快適な住みよいまちづくりを推進するため、毎年春は、4月中旬から5月中旬にかけて約4週間、秋は、9月下旬から10月中旬までの約2週間を清掃強化期間と定め、「めざそうごみゼロ旭川」をスローガンに町内会単位による全市的なクリーン作戦を展開しています。

表4-4 クリーン旭川運動への参加状況

実 施 日	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	4/15 ～5/13	9/30 ～10/14	4/14 ～5/12	9/29 ～10/14	4/13 ～5/11	9/28 ～10/13	4/11 ～5/9	9/26 ～10/11	4/17 ～5/15	9/25 ～10/10
参加人数(人)	7,850	4,349	9,482	8,254	18,105	11,124	19,700	10,143	17,846	9,583

ウ ポイ捨て禁止運動の推進

近年、ごみ散乱防止に対する市民意識の高まりが感じられる反面、一部市民のモラルの低さも見受けられます。このため、本市では、空き缶や吸い殻などすべてのごみの散乱の防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにすることにより、清潔で美しい街づくりを進め快適な生活環境を確保することを目的に、全市民の一致・協力した取組のための指針として「旭川市ごみのポイ捨て禁止条例」を平成9年4月に施行しました。

ごみに対する市民意識の高揚を図るとともに、市民の生活環境を守り美しいまちづくりを推進するため、具体的な取組としては、市民参加による年2回の街頭啓発やごみ拾い活動、PRポスターデザインの募集、ポスターの掲出による市民啓発などを行っています。

また、平成13年4月からは、地域で自主的にポイ捨て禁止の活動を行う団体・グループを「ごみゼロ協力隊」として募集し、その活動に対する支援を行うなど、地域ぐるみの活動を展開しています。

「ごみゼロ協力隊」には33団体1,877名が登録しています（平成18年6月30日現在）。

表4-5 街頭啓発・ごみ拾い参加者数

項 目	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
参加団体数(団体)	27	27	21	31	26	38	34	45
参加人数(人)	665	663	507	801	463	621	587	636

エ 空き地の雑草対策

本市では、空き地に繁茂した雑草による生活環境の悪化を防止するため、「空き地等に繁茂した雑草の除去に関する事務処理要綱」に基づき空き地の所有者等への除草の依頼や助言を行っています。

また、町内会等を対象に草刈機の無料貸出しや、不在地主への草刈業者のあっせんを行っています。

表4-6 草刈機貸出し件数及び草刈面積

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
草刈機貸出し件数(件)	65	40	58	66	63
草刈り面積(千㎡)	21	20	27	42	31

(2) 都市環境施設の整備状況

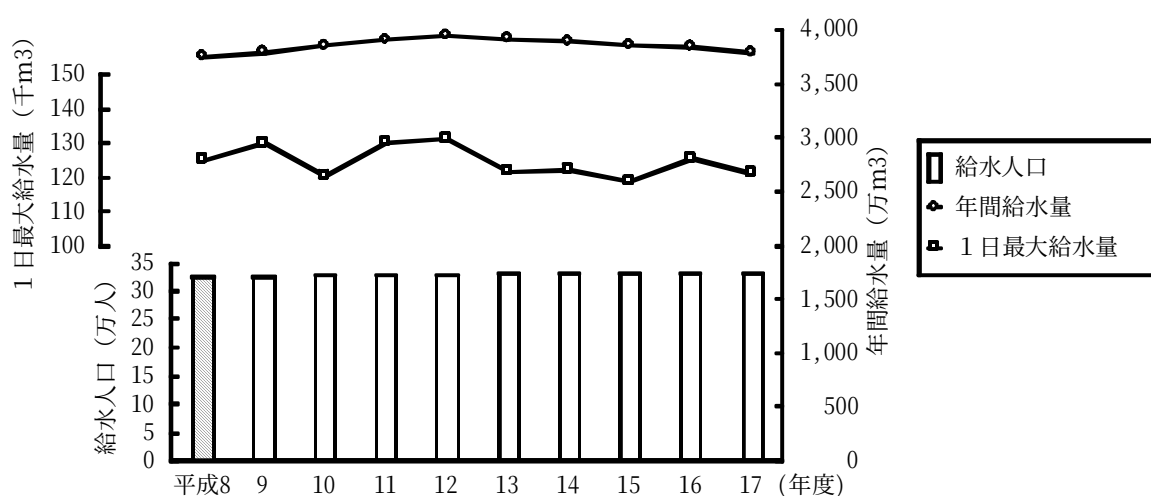
ア 水道の整備状況

(ア) 概況

大正2年に完成した軍用水道が本市の水道の始まりですが、当時の水道の給水対象者は、将兵とその家族であり、市民の水道ではありませんでした。この軍用水道が昭和23年4月旭川市に移管され、同年8月に北海道知事の認可を受けて市民の水道として生まれ変わりました。

その後、市勢の発展に伴い数期の拡張事業に取組、平成17年度末で給水人口約330,000人、一日最大給水量約121,000m³となっています。

図4-5 給水量等の推移



(イ) 第5期拡張前期事業変更

昭和59年4月認可の第5期拡張前期事業は、給水区域の拡張、東鷹栖浄水場（現：石狩川浄水場）取水地点の変更等の必要性が生じたことから、人口の動態、水需要の推移等を考慮して、平成7年度末に第5期拡張前期事業変更計画に変更しました。

この事業計画は、平成8年度から平成17年度までの10か年計画として、平成8年3月に厚生省の認可を受けました。

なお、目標年度における計画指標と施設の整備計画は、表4-7、表4-8のとおりとなっています。

表4-7 第5期拡張前期事業変更の計画指標

区 分		現況:平成17年度末現在	目標年度:平成18年度
人 口 指 標	行政区域内人口 (人)	357,367	380,000
	計画給水区域内人口 A (人)	355,168	378,000
	計画給水人口 B (人)	330,821	378,000
	計画給水区域内普及率 B/A (%)	93.1	100.0
水 量 指 標	1人1日平均給水量 (ℓ)	313	372
	1人1日最大給水量 (ℓ)	365	460
	1日最大給水量 (m ³)	121,362	173,700

表4-8 第5期拡張前期事業変更における施設の整備計画 (単位: $\text{m}^3/\text{日}$)

区 分	現有能力	整備後能力
石狩川浄水場	109,970	128,050
忠別川浄水場	45,650	45,650

(ウ)簡易水道事業

本市の簡易水道事業は、公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、水道事業給水区域外における給水対策として、西神居地区が平成8年度に給水を開始し、江丹別地区は、平成14年度に認可を得て平成17年11月に一部給水開始しました。

表 4-9 西神居地区簡易水道事業

区 分	現況 (平成17年度末)	計 画
計画給水人口 (人)	191	500
1日最大給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	366	260

表 4-10 江丹別地区簡易水道

区 分	現況 (平成17年度末)	計 画
計画給水人口 (人)	25	260
1日最大給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	126	130

※ 江丹別地区については、平成17年11月一部給水開始

イ 公共下水道整備事業

(ア)概況

本市の下水道事業は、現行下水道法が施行された昭和33年に管渠工事、翌昭和34年に処理場工事に着手し、昭和39年11月、亀吉下水処理場の完成と同時に下水道の使用を開始しました。

また、昭和51年9月には、西部下水処理場（現：旭川市下水処理センター）の建設に着手し、昭和56年4月に処理施設1系列18,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の運転を開始しました。

その後、幹線の延長をはじめ、整備計画区域の拡大と雨水整備、さらに普及促進に向けての事業を進め、平成17年度末には、整備面積が7,826ha、下水道処理人口普及率が95.7%となり、下水処理場の能力（日最大）は、171,000 $\text{m}^3/\text{日}$ となっています。

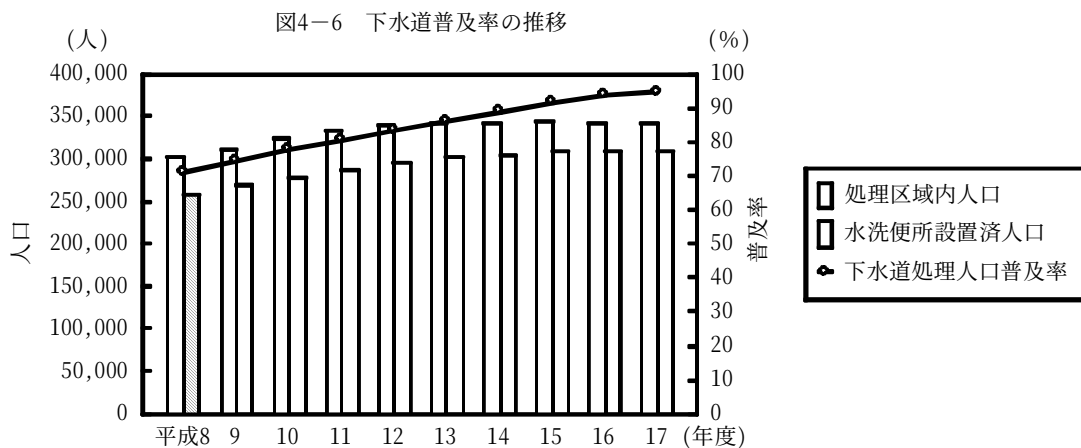
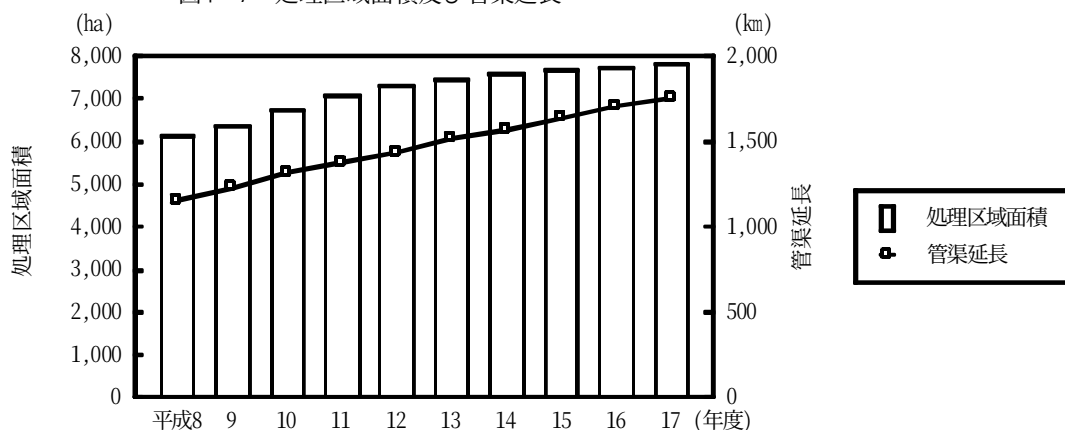


図4-7 処理区域面積及び管渠延長



(イ)計画

旭川市の下水道の整備計画及び処理場施設の計画概要は、表4-11、表4-12のとおりとなっています。

表4-11 旭川市下水道整備計画

区 分		現 況 (平成17年度末)	認 可 計 画 (平成22年度末)
行政区域面積 (ha)		74,760	74,760
行政区域内人口 (人)		357,367	383,500
処理区域面積 (ha)		7,826	8,068
処理区域内人口 (人)		342,067	372,000
処 理 能 力 m ³ /日 (日最大)	亀吉下水処理場	45,000	52,000
	下水処理センター	126,000	270,000
	計	171,000	322,000

表4-12 処理場施設の計画概要

施設の名称	位 置	敷地面積 (m ²)	処理能力 (m ³ /日)		処理方式	運転開始年月
			現 況 (平成17年度末)	計 画		
亀 吉 下水処理場	亀吉 1条3丁目	48,125	45,000	認可 52,000	標準活性 汚泥法	昭和39年11月
下 水 処 理 セ ン タ ー	神居町忠和 287番地	265,973	126,000	認可 270,000	標準活性 汚泥法	昭和56年4月

ウ 農業集落排水事業

農村の小川は、水路本来の目的のほか子供達の遊び場であり、田園風景に欠かせない大切な要素です。

ところが、農村生活の変化とともに家庭からの雑排水が増加し、本来自然が持つ力では浄化することができなくなり、農村の水環境に悪影響を与えています。

また、便所もくみ取り式のため、衛生的な水洗式のし尿処理が望まれています。

このことから、集落における生活排水や、し尿を集集処理する施設の整備を行い、生産性の高い農業と、活力ある農村社会の形成に資するため、農業集落排水事業が行われています。

平成9年度事業に着手した千代ヶ岡地区は、平坦地での稲作、丘陵地では畑作や酪農と多様な農業が展開する、農家と非農家が混住する集落です。

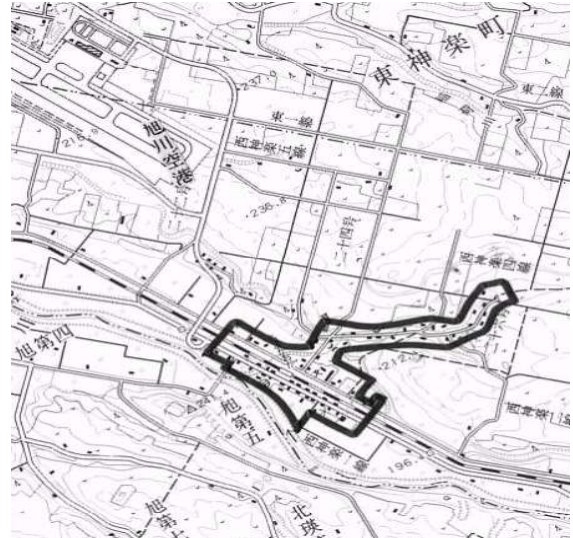
集落からの生活排水は農業用水路に流れ込み、農業用水の汚染や、悪臭を伴うヘドロ除去費用の増大など、農村環境に深刻な問題となっていました。

このようななか、千代ヶ岡地区農業集落排水事業は、農業用水の水質保全による安全な農産物の生産、トイレの水洗化、ひいては公共用水域の保全を図るため、平成13年6月に一部の供用を開始し、平成14年1月には計画処理戸数178戸、計画処理人口560人のすべてが水洗化できるようになり、平成18年3月末では既に120戸が利用し、利用率は概ね67%に達しています。

図4-8 千代ヶ岡農業集落排水処理センター



図4-9 水洗化可能区域



4 歴史・文化の保存と活用

旭川には、史跡や埋蔵文化財など先人の文化遺産、神居古潭おう穴群など学術的に貴重な自然が多くあります。これらは、旭川の歴史と文化を理解する上で欠かせないものであり、その保存と活用を図ることは、旭川の文化の発展のために、また、旭川の歴史的環境を良好な状態で伝えるためにも大変重要なことです。

(1) 指定文化財

旭川市内では、現在16件の指定文化財があり、国指定が2件、道指定が1件、市指定が13件となっています。

これらの文化財については、市民の財産として永く後世に伝えていくため、随時修復を行うなど様々な取組を行っています。

たとえば、平成3年度から行っている樹勢の弱った市指定文化財「梅の木」の治療や、平成10年度から平成11年度にかけて行われた国指定重要文化財「旧旭川偕行社（中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館）」の外壁修理などは、こうした観点から実施しているものです。

また、アイヌ民族の精神文化を伝える国指定文化財「アイヌ古式舞踊」の保存伝承にも取り組んでいます。

さらに、北海道一円で飼われている北海道犬や、鳥類のタンチョウ、クマガラ、オジロワシなども国の天然記念物として文化財指定を受けています。

(2) 埋蔵文化財

埋蔵文化財とは、土器や石器、貝塚や住居跡など地中に埋もれている文化財のことで、これらを包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地（一般には「遺跡」といいます）。

市内では、旧石器時代から縄文時代、擦文時代、そしてそれ以降の考古学的な各時代の埋蔵文化財包蔵地が、現在までに213か所確認されています。

埋蔵文化財包蔵地は、歴史や文化を理解する大切な資料として現状のまま保存することを基本としていますが、各種の開発行為によって現状のまま保存することが困難な場合には、開発行為者の協力を得て、発掘調査による記録保存を行っています。

(3) その他の文化財

旭川には、指定を受けた文化財以外にも、旭川の成り立ちや歩みにゆかりの深い歴史的建造物や史跡が数多くあります。

「蔵囲夢」の名称で親しまれている宮下通11丁目の煉瓦倉庫群は、ユニークな用途に活用されている歴史的建造物の代表的な事例となっています。

また、明治期以降に本州からの移住者がもたらした民俗芸能が主に農村部において伝承されています。これらの郷土芸能は8種類現存しており、開拓の歴史や入植者のルーツを今に伝える貴重な文化遺産です。

表4-13 旭川市内の指定文化財一覧

種 類	名 称	所 在 地	種 類	名 称	所 在 地
国指定 民俗文化財	アイヌ古式舞踊	旭川市内	市指定 有形文化財	錦町5遺跡出土の斧柄	神楽3条7丁目 旭川市博物館内
国指定 有形文化財	旧旭川偕行社	春光5条7丁目	市指定 有形文化財	蔵手刀	神楽3条7丁目 旭川市博物館内
道指定 記念物	神居古潭竪穴住居遺跡	神居町神居古潭 石狩川河川敷	市指定 記念物	近文山国見の碑	江丹別町 嵐山自然公園内
市指定 有形文化財	上川郡農作試験所事務所棟(忠別太駅通第一美英舎)	神居1条1丁目	市指定 記念物	梅の木	東旭川町米原 旭川第一小学校
市指定 有形文化財	永山屯田兵屋	神楽1条7丁目 旭川市博物館内	市指定 記念物	神居古潭おう穴群	神居町神居古潭 石狩川河川敷
市指定 有形文化財	養蚕民家	東旭川町瑞穂 1576-1	市指定 有形文化財	第七師団関係記録	春光町国有無番地 陸上自衛隊旭川駐屯地 北鎮記念館
市指定 有形文化財	旧神居古潭駅舎	江丹別町春日 197-1	市指定 有形文化財	知里幸恵遺稿ノート	神楽3条7丁目 旭川市博物館内
市指定 有形文化財	旭川兵村中隊記録及び屯田物語原画綴	東旭川南1条6丁目 旭川兵村記念館	市指定 有形文化財	旭川兵村中隊記録(追加指定)	東旭川南1条6丁目 旭川兵村記念館

5 快適な冬の暮らしの創造

(1) 雪対策の現況

ア 除排雪対策

(ア) 概要

旭川市は、日本有数の積雪寒冷地で、毎年、半年近く雪の中での生活を続ける市民にとって雪対策は永年の課題となっています。

そのため、機械除雪の充実や、克雪施設の整備など、様々な雪対策に取り組んでいますが、生活スタイルなどが変化し市民ニーズが多様化する中で、よりきめ細かな市民サービスが求められており、雪対策の充実を望む声は今なお非常に高いものがあります。

少子・高齢化が進行するこれからの社会においては、「市民・市・企業」が協働・連携しあい雪対策を進めることが重要と考えており、また、地球環境に配慮した環境循環型社会に即する雪対策の推進も必要となっています。

このような課題に対処するため、今後の社会・経済状況を見据え「市民一人一人」が市政の主角として、「市民・市・企業」などの役割分担を明確化し、各々の役割の中で「誰でもいきいきと安心して暮らすことのできる冬の街」を市民とともに作り上げるため、平成17年4月に策定した、「旭川市新総合雪対策基本計画」に基づき、雪対策事業に取り組んでいます。

(イ) 機械除雪の水準と体制の確率

近年、本市では、安全で快適な冬期間の道路環境を確保するため、流雪溝やロードヒーティングなどの克雪施設整備が進められていますが、この様な施設整備は、イニシャルコストやランニングコストが膨大に掛かることから限られた箇所での展開となっており、全市的な冬期道路環境の確保策として実施しているのが機械除雪事業です。

本市の車道除雪延長は、平成17年度現在で約2,152kmと、その距離は、鉄道延長に換算すると旭川市から広島県三原市迄と非常に長く、その道路機能も多岐にわたっているため、道路機能別に沿った除雪出動基準・道路管理基準を設定し、全市内の除排雪の平準化を図るとともに、効率的、効果的な除雪作業を進めています。

また、道路の幅を出来るだけ広くし快適な道路環境を確保するため、生活道路では、初冬、厳寒、終冬期ごとに除雪手法を設定し、市民協力の労力を軽減するよう除雪終了後に間口に残る残雪の減量化を図る除雪作業を展開するなど、少子高齢社会に対応した除雪作業の改善を進めています。

さらに、市民、行政、業者の相互理解・協力により、地域の状況に適した効率的な除排雪体制を築き上げることを目的に、平成8年度から「地域総合除雪体制」を試行し、平成11年度からこの体制を全市域で実施し、より良い除雪体制の構築を図っています。

表4-14 除排雪実施状況

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
車道除雪延長	(km)	2,132.9	2,136.3	2,152.2
歩道除雪延長	(km)	478.9	498.9	511.9
排雪延長	(km)	617.4	619.8	644.8
機械除雪事業費(千円)	予算	2,030,612	2,091,696	2,118,593
	決算	1,840,570	1,968,894	1,913,940
シーズン降雪量	(cm)	624	660	685

イ 効率的な雪処理施設の整備（旭川市中央地区流雪溝）

北海道開発庁（現：旭川開発建設部）が提唱する雪に強い快適な冬の生活環境作りの推進を目的とした「ふゆトピア事業」に基づく「あさひかわ冬プラン」の主要事業として、昭和63年に「旭川市中央地区流雪溝」を計画立案し、平成2年度から、国・道・市の三者が連携して事業に着手しています。

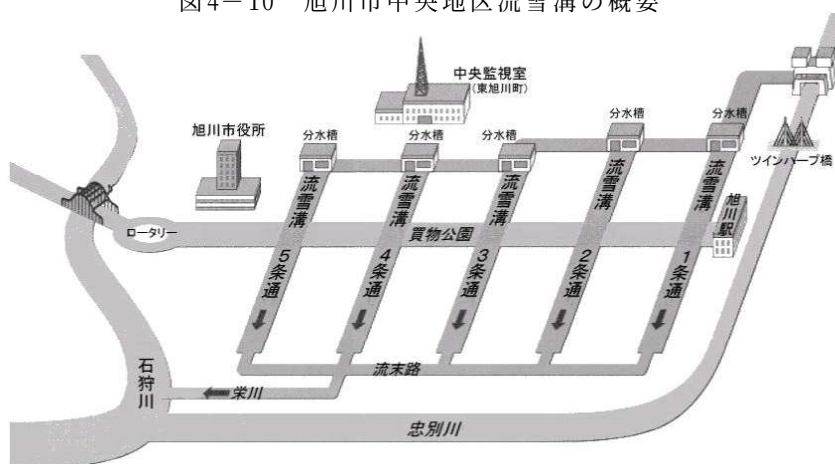
これは、市内中心部1条通から5条通の5路線10系統、延長23,192mの区間に流雪溝を設置する事業で、このように長大な暗渠式流雪溝としては、国内にも例がない日本一のスケールの流雪溝となっており、平成13年11月10日から全線供用開始しています。

流雪溝の供用開始後は、それ以前と見違えるほどの雪山の少ない快適な道路状況になりました。

表4-15 流雪溝の供用状況

路 線	供用延長 (m)	備 考
1条通	5,266	平成 7年度供用開始
2条通	5,266	平成 7年度供用開始
3条通	4,220	平成13年度供用開始（一部は9年度から）
4条通	4,220	平成 7年度供用開始
5条通	4,220	平成11年度供用開始
全 体	23,192	平成13年度から全面供用開始

図4-10 旭川市中央地区流雪溝の概要



(2) 克雪の取組

ア 凍結路面对策

冬期間における坂道や交差点などにおけるスリップ事故防止のため、冬期路面管理は年々その重要性を増しています。

本市では、平成3年に「旭川市坂道対策基本計画」を策定し、緊急に対策が必要な35か所についてヒーティングの整備が完了し、その後は、道路改良整備事業や周辺状況の変化等により交通量の増加が見込まれる箇所を個別に判断し、必要に応じて整備を図っています。

さらに、冬期間の都心部における渋滞緩和や歩行者の安全対策として、平成7年度から都心部の交通量の多い交差点や横断歩道、歩行者が多い歩道などでヒーティングの整備を実施しました。

また、基本的な防滑対策としては、安価で効果性の高い荒め状の砂をまき、道路の摩擦抵抗を増やす防滑作業を全市的に実施しています。

なお、近年の財政状況の変化や防滑作業体制、スタッドレスタイヤ性能の向上などにより、防滑作業で安全確保が可能な坂道などのヒーティング箇所を試行的に休止し、安全性などの検証を進めています。

イ 雪に強い街づくり（融雪施設設置資金融資あっせん制度）

住宅地における敷地内の雪処理は、近年空き地が少なくなってきたことや、高齢化が進み遠くへ雪を運べる人たちが少なくなってきたこと、市民意識の変化などにより、小型の融雪槽やロードヒーティングを設置する人が増えてきています。

このような家庭用融雪施設の普及拡大は、市民生活の向上等により増え続ける都市全体の排雪量の抑制となり、不足しつつある雪堆積場の対応策にも繋がることから、本市では、融資を希望する市民等に対する融雪施設設置のための資金について、金融機関への融資あっせんを行っています。

この制度は、市と連携を図りながら金融機関が融資を実行し、利子分を市が市民の方に代わり補てんすることで無利子とするものです。

表4-16 融雪施設設置資金融資あっせん制度の概要

(単位：千円)

区 分	融資あっせん総額	貸付限度額		利 率	償還期間	貸付額及び件数		
						融雪槽等	ロードヒーティング	合 計
平成14年度	700,000	融雪槽(機) 1,000 ロードヒーティング 1,500 消雪パイプ 1,500 法人 3,000		無利子	5年以内 (60回)	209,540 249件	108,340 86件	317,880 335件
平成15年度	400,000	融雪槽(機) 1,000 ロードヒーティング 1,500 消雪パイプ 1,500 法人 3,000		無利子		138,140 167件	76,260 61件	214,400 228件
平成16年度	300,000	融雪槽(機) 1,000 ロードヒーティング 1,500 消雪パイプ 1,500 法人 3,000		無利子		144,580 170件	53,440 44件	198,020 214件
平成17年度	300,000	融雪槽(機) 1,000 ロードヒーティング 1,500 消雪パイプ 1,500 法人 3,000		無利子		74,130 86件	39,530 31件	113,660 117件

(3) 利雪・親雪の取組

近年、雪を克服するだけでなく、雪を利用した様々な産業活動や研究開発が行われています。

古くは、スキー場や冬まつり等の観光ビジネスが主体となっていましたが、ここ数年は、農作物等の冷温貯蔵等への活用など雪の持つ潜在エネルギーを直接・間接的に利用する研究開発が盛んになっています。

市内の企業の中には、雪氷室（アイスシェル）と呼ばれる雪と水とを混ぜ凍らせたドームを作成し、雪氷室の温度が低く一定で湿度が高いという性質を利用し、酒作りに生かしているケースがあります。

これらの取組の多くは一定の成果を上げていることから、今後は、雪を利用した開発を更に積極的に推進することが必要です。

また、本市では、冬を楽しく快適に暮らすため、次のような雪に親しむイベントやスポーツを開催するなどの取組を進めています。

ア 旭川冬まつり

「雪・氷・あかり」をテーマに開催される旭川冬まつりは、北・北海道最大の冬のイベントとして定着し、道内外はもとより海外からも多くの観光客が訪れます。

石狩川河川敷に作られる世界最大級の大雪像は、ビル3階の高さに相当するバルコニーから、そのダイナミックで精巧なつくりを体感することができます。

また、常磐公園では雪、樹木、和紙を巧みに使い、巨大なオブジェを制作。周囲に氷彫刻群を配置し、それらをライトアップすることで、雪と氷とあかりが見事に融合した幻想的な世界を楽しむこともできます。

さらに、駅前から続く平和通買物公園では、世界各地から参加した氷の芸術家たちが46時間で作品を作り上げる「氷彫刻世界大会」が開催され、世界最高水準の氷彫刻を見ることができます。

このほか、会場内では、子どもたちに大変人気のあるすべり台（大雪像）や、チュービング、遊覧ソリ、スノーラフティングをはじめ、市民が制作した中・小雪像など、旭川ならではの自然を生かし冬を多彩に楽しむことのできるイベントとなっています。

図4-11 第47回「旭川冬まつり」の光景



イ バーサーロペット・ジャパン

バーサーロペット・ジャパンは、冬季スポーツの振興と市民の体力づくりを目的として、1981年（昭和56年）から開催されているクロスカントリーと歩くスキーの祭典です。

スウェーデンのグスタフ・バーサー王の名に由来するこの大会は、国際スキー連盟（FIS）、全日本スキー連盟（SAJ）公認の大会で、現在では、国内最大規模の国際的なスキー大会として、国内第一線級の選手から幼児まで、幅広い参加者の方々に親しまれています。

大会は、旭川競馬場及び周辺丘陵コースで行われ、大雪山連峰を望む一面に広がる雪景色の中、雄大な自然を満喫することができます。第27回大会は平成19年3月10日と11日に開催されます。

表4-17 バーサーロペット・ジャパン参加者の推移

開催年	昭和56年 (第1回)	昭和61年 (第6回)	平成2年 (第10回)	平成7年 (第15回)	平成12年 (第20回)	平成18年 (第26回)
参加申込者数(人)	1,847	13,491	11,567	8,211	7,920	4,184
当日参加者数(人)	1,800	13,252	10,701	7,601	7,424	3,928

図4-12 「第26回 バーサーロペット・ジャパン」のスタート風景



(4) 冬の大気環境の保全

ア 冬期大気汚染防止対策

旭川市は、地理的・気象的要因から、冬期間は地表付近の大気が停滞しやすく、大気環境が悪化する傾向があります。特に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質などの汚染物質が特定の気象条件下で突発的に高濃度になることがあるため、本市では、12月から2月を「冬期大気汚染防止推進期間」として、重点的に大気環境保全のための様々な取組を行っています。

対策の内容としては、二酸化窒素が高濃度になりやすい日を予測して自動車の使用自粛を呼びかける「二酸化窒素高濃度予報」の発表、アイドリングストップや自動車の使用自粛に関する普及啓発などを実施しています。

また、大気汚染の緩和と公共交通機関の路線確保を目的とした市の職員による率先行動として、毎月1日と15日にマイカーの使用を自粛する「マイカー乗らないデー」を設け、取組を進めています。

表4-18 二酸化窒素高濃度予報の発表回数

年 度	発表回数
平成13年度	1
平成14年度	0
平成15年度	0
平成16年度	0
平成17年度	2